

(別添1)

## 事業評価の結果（共通項目）

### 第三者評価の判断基準

福祉サービス種別 保育所 長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による  
事業所名 かえで保育園

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。</li> <li>■ 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。</li> <li>■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。</li> <li>■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。</li> <li>■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。</li> <li>■ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。</li> </ul>	・理念や基本方針は「山ノ内町子ども・子育て育成支援事業計画」にまとめられている。町全体の保育目標と人権・同和教育目標は町全体の「保育園入園のしおり」に記載されている。かえで保育園の保育目標と人権・同和教育目標はかえで保育園の「保育園だより」に記載されている。周知は町の広報誌「やまのうち」や公開保育、人権同和教育の中で周知し説明している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</li> <li>■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</li> <li>■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</li> <li>■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。</li> </ul>	<p>・山ノ内町健康福祉課子ども支援係において「山ノ内町子ども・子育て会議」の審議を経て「山ノ内町子ども・子育て育成支援事業計画」平成27年3月に5年間の中長期計画として策定されている。計画策定の背景として町の概況、ニーズ調査の概要、事業の実施状況を把握分析している。中間評価を行うようになっている。</p>
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</li> <li>■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。</li> <li>□ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</li> <li>■ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</li> </ul>	<p>・「山ノ内町子ども・子育て育成支援事業計画」では平成25年度に就学前児童を対象にしたニーズ調査や人口の動向、世帯数、人口動態、母子世帯・父子世帯、年齢別人口動態について分析し、健康福祉課子ども支援係を中心に取りまとめ課題の解決・改善の支援事業の計画と取りまとめ実施している。また、施策の展開は、各基本目標ごとに現状と課題を明確にし、施策に取り組んでいる。</p> <p>・公立のため経営状況や改善すべき課題については町では把握しているが職員への周知については改善の余地がある。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a)	<p>■ 16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。</p> <p>■ 17 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。</p> <p>■ 18 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p> <p>■ 19 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。</p>	<p>・「山ノ内町子ども・子育て育成支援事業計画」において5つの基本目標を設定しそれぞれ目標毎に施策が設定されている。計画の推進について各年度において計画の進捗状況を検証し評価することになっている。中長期計画は中間で見直し中間評価を行うと共に、令和2年からの新しい5年計画を策定中である。</p>
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b)	<p>■ 20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。</p> <p>■ 21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。</p> <p>■ 22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。</p> <p>□ 23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>	<p>・単年度の計画は町の予算に反映されている。計画の推進について各年度において計画の進捗状況を検証し評価することになっている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I	3	(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a)	<p>■ 24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p>■ 25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p>■ 26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</p> <p>■ 27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p> <p>■ 28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。</p>	<p>・事業計画は「山ノ内町子ども・子育て会議」を設置し、山ノ内町次世代育成支援対策推進行動計画の推進に関する審議を行っている。委員には子ども・子育て関係者、学識経験者等が委嘱され、事務局は健康福祉部子ども支援係に置いている。各年度において計画の進捗状況を検証し、計画の策定や変更は広報紙やホームページ等により公表している。</p>
			② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b)	<p>■ 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>■ 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>□ 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>□ 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	<p>・事業計画の主な内容は広報紙やホームページ等で周知されている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 34 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。 <input type="checkbox"/> 35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。 <input type="checkbox"/> 36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	<p>・正規職員について年に2度職務上の評価シートにより、実績、行動、能力の評価項目について評価する仕組みがある。保育の内容について組織的に第三者評価基準を利用しての自己評価は初めてである。また、年間指導計画については年4回評価し反省することになっている。</p>
			② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c)	<input type="checkbox"/> 37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。 <input type="checkbox"/> 38 職員間で課題の共有化が図られている。 <input type="checkbox"/> 39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 <input type="checkbox"/> 40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。 <input type="checkbox"/> 41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	<p>・組織的な評価は今回の第三者評価が初めてであり、今後取り組む予定である。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅱ 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	■ 42	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	・園長は「保育園だより」により「保育目標」「人権同和教育目標」や職員体制、管理体制を明確にしている。また「保育園だより」最終頁に児童憲章を掲げ緊急連絡先として表明している。職務分掌については「山ノ内町保育園管理規則」で規定するとともに「職務分担表」において文書化されている。
					■ 43	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。	
					■ 44	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
					■ 45	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b)	■ 46	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	・園長は遵守すべき法令等について山ノ内町保育研究会の園長部会等を通じ理解している。職員に対して順守すべき法令等については山ノ内町の子ども支援係を通じ伝達されて取り組んでいる。
					□ 47	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
					□ 48	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
					■ 49	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b)	■ 50	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	・園長は職員会等を通じ定期的、継続して保育の質の現状を把握し、改善の取り組みを行っている。質の向上に向けた具体的な体制を構築するまでには至っていない。
					■ 51	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
					□ 52	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
					■ 53	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
					■ 54	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅱ	1	(2)	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b)	<input type="checkbox"/> 55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	<p>・経営に関する業務や人員配置に関する分析業務は山ノ内町で行っている。園長は職員の働きやすい環境整備等に山ノ内町と一緒に取り組んでいる。職員会等を通じ経営の改善に取り組んでいるが具体的な体制を構築するまでには至っていない。</p>
2	福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。 <input checked="" type="checkbox"/> 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。 <input checked="" type="checkbox"/> 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	<p>・必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方は「山ノ内町子ども・子育て育成支援事業計画」に基づいている。採用活動は町のホームページで保育士の募集を実施している。看護師を配置し活用する点については今後の取り組みを期待する。</p>
			② 総合的な人事管理が行われている。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。 <input checked="" type="checkbox"/> 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。 <input type="checkbox"/> 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	<p>・コンプライアンス（法令遵守）等の徹底。          ①町民の信頼確保に向けて公務員倫理の徹底を明確にしている。人事基準、人事評価等については町で実施している。評価シート（保育園）と指導育成記録としての目標管理を評価している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅱ	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b)	<p>■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>■ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>□ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<p>・ 職員の勤務に関する管理は園長が担当している。有給休暇や時間外労働時間について把握している。タイムカードによる時間管理は実施されていない。新人や園長は個別のメンタルヘルスの相談ができる体制がある。他の職員は年に1回書類によるメンタルヘルスを受けている。ワークライフバランスに配慮した取り組みについては改善する事項があると自己評価している。</p>
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a)	<p>■ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</p> <p>■ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</p> <p>■ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</p>	<p>・ 目標管理については、指導育成記録の中で担当業務と達成目標が設定され面談により進捗管理がされている。</p> <p>・ 「期待する職員像」については「全体計画」の中の「保育士の姿勢」として明示されている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(3)	①	■	80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
			② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a)	■ 82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。 ■ 83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。 ■ 84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。 ■ 85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。 ■ 86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	・新規採用職員研修や接遇能力向上研修が実施されている。研修計画は山ノ内町保育基本計画や保育研究会等で検討される。「きやりあねっと」の外部研修や園内での研修が実施されている。今年度は北信保育連盟主催の研修会に積極的に取り組んでいた。
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a)	■ 87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。 ■ 88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。 ■ 89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 ■ 90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 ■ 91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	・園内研修指導案を作成し実施している。未満児や異常児に対する指導案に関する研修を実施していた。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅱ	2	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b)	<p>■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>□ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>□ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>□ 95 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>□ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	<p>・実習生を受け入れることを基本方針としている。マニュアルは整備されていないが、ファイルに前回の記録が残されており、その記録に基づき実施している。今年は3名の実習生を受け入れている。</p>
	3 運営の透明性の確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b)	<p>■ 97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>■ 98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</p> <p>■ 99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</p> <p>■ 100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>■ 101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	<p>・保育所の理念や基本方針、保育の内容や年次行事予定等については「保育園入園のしおり」や「保育園だより」で公開されている。事業報告は園だより等で行っている。予算、決算は町で行っている。苦情・相談体制については整備されている。苦情については事例が発生していない。第三者評価については初めての受審である。ホームページでの活用については保育所の理念や基本方針の情報の公開について改善の余地がある。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	3	(1)	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b)	<input checked="" type="checkbox"/> 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。 <input checked="" type="checkbox"/> 103 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。 <input type="checkbox"/> 104 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。 <input checked="" type="checkbox"/> 105 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	・町の規定に従って明確にされている。職務分掌は「職務分担表」で明確になっている。監査員事務局による監査をうける仕組みになっている。  ・地方自治法に基づく外部監査等の活用は実施していない。
					<input type="checkbox"/> 106 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。 <input type="checkbox"/> 107 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b)	<input type="checkbox"/> 108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 <input checked="" type="checkbox"/> 109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。 <input checked="" type="checkbox"/> 110 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	・地域との関わり方については、「山ノ内町子ども・子育て育成支援事業計画」で子育て支援として施策が展開されているが「全体の計画」では必ずしも明示されていない。中学生や東小学校との交流がある。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅱ	4	(1)	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b)	<input type="checkbox"/> 113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 <input checked="" type="checkbox"/> 114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。 <input type="checkbox"/> 115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。 <input checked="" type="checkbox"/> 116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 117 学校教育への協力を行っている。	<p>・地域の学校教育への協力については「山ノ内町子ども・子育て育成支援事業計画」の中で円滑な就学移行につなげるため、小学校との職員交流や園児と児童の交流が掲げられている。ボランティアの受入れに関しては明文化までには至っていない。</p>
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b)	<input type="checkbox"/> 118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 <input checked="" type="checkbox"/> 119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 <input checked="" type="checkbox"/> 120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 <input type="checkbox"/> 121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 <input type="checkbox"/> 122 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。 <input checked="" type="checkbox"/> 123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	<p>・個々のリストや資料は作成されていないが町や山ノ内町保育研究会等で定期的な連絡会を通じ具体的な取り組みを行っている。児童虐待については町を中心に要保護児童対策協議会を通じ連携している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅱ	4	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b)	<p>■ 124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。</p> <p>□ 125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。</p> <p>□ 126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。</p> <p>■ 127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。</p> <p>■ 128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。</p>	<p>・園開放を月2回定期的に実施している。また保育園児や地域の人のために備蓄品（水と食料）を準備している。</p>
			② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b)	<p>■ 129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>■ 130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>□ 131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p> <p>■ 132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>■ 133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p> <p>■ 134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p>	<p>・山ノ内町保育教育研究会を通じ町と連携しながら地域住民や関係機関・団体からのニーズに把握に努めている。町ではさまざまな地域住民に対する相談事業を実施しているが園として多様な相談に応じる機能について、かえで保育園は改善の余地があると考えている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ適切な福祉サービスの実施	1利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b)	<p>■ 135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>□ 136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</p> <p>■ 137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</p> <p>■ 138 子どもを尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</p> <p>■ 139 子どもを尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</p> <p>■ 140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</p> <p>■ 141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</p> <p>□ 142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。</p>	<p>・「保育園入園のしおり」や「保育園だより」により保護者等にわかりやすく理念や基本方針、児童憲章等を説明している。また、第三者評価の利用者アンケートのように保護者の理解を深める取り組みも期待したい。</p>
			② 子どもプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。			<p>■ 143 子どもプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p> <p>□ 144 子ども虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(1)	②	b)	<input type="checkbox"/> 145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。 <input checked="" type="checkbox"/> 148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 149 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。	
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a)	<input checked="" type="checkbox"/> 150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。 <input checked="" type="checkbox"/> 151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。 <input checked="" type="checkbox"/> 152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 153 見学等の希望に対応している。 <input checked="" type="checkbox"/> 154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	・保育利用希望者には園に「保育園入園のしおり」や「保育園だより」を置いている。また「子育て支援センターゆめっこ」、ホームページで情報を提供している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 155 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。</li> <li>■ 156 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。</li> <li>■ 157 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。</li> <li>■ 158 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。</li> <li>■ 159 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保育園入園のしおり」や「保育園だより」により保護者等にわかりやすく説明している。</li> </ul>
			③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。</li> <li>■ 161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</li> <li>■ 162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所の変更や利用が終了した後も担当窓口が決められている。</li> </ul>
		(3) 利用者満足の上昇に努めている。	① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 163 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</li> <li>□ 164 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</li> <li>■ 165 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。</li> <li>■ 166 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。</li> <li>□ 167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</li> <li>□ 168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者会を通じ利用者の満足を把握するように努めている。また、4月に新入園児の家庭訪問を行い保護者の相談を定期的に行っている。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b)	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="786 236 1637 288">■ 169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</li> <li data-bbox="786 341 1637 394">■ 170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</li> <li data-bbox="786 446 1637 499">□ 171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</li> <li data-bbox="786 552 1637 604">■ 172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</li> <li data-bbox="786 657 1637 710">□ 173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</li> <li data-bbox="786 762 1637 815">■ 174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</li> <li data-bbox="786 868 1637 920">■ 175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1666 236 2190 347">・山ノ内町保育所苦情等処置実施要領が整備され玄関に掲示されている。苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）は行っていない。</li> </ul>
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b)	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="786 1008 1637 1061">□ 176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</li> <li data-bbox="786 1114 1637 1166">□ 177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</li> <li data-bbox="786 1219 1637 1272">■ 178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1666 1008 2190 1029">・個別の相談室で対応している。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b)	<p><input checked="" type="checkbox"/> 179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</p> <p><input type="checkbox"/> 180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p><input type="checkbox"/> 182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<p>・意見箱やアンケートは行っていない。</p>
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b)	<p><input type="checkbox"/> 185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</p> <p><input type="checkbox"/> 187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</p>	<p>・危機管理マニュアルにより火災、地震、風水害、その他天災、食中毒、感染症、大気汚染、交通事故、事件等について山ノ内町で定めて運用している。</p> <p>・毎月の避難訓練実施の後反省会を行い評価・見直しを行っている。</p> <p>・各年齢毎のお散歩マップを作成し危険箇所を確認している。</p> <p>・リスクマネジメントに関する責任者や体制を整備しヒヤリハット等を基に発生原因を分析し改善策・再発防止策を検討する取り組みを期待する。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</li> <li>■ 192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</li> <li>■ 193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</li> <li>■ 194 感染症の予防策が適切に講じられている。</li> <li>■ 195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</li> <li>■ 196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</li> <li>■ 197 保護者への情報提供が適切になされている。</li> </ul>	<p>・感染症対策については危機管理マニュアルで行っている。予防については職員会議等で話し合い周知している。嘔吐物セットを用意し、対応は各部屋に貼っている。玄関に疾病数をその都度記入している。</p>
			③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 198 災害時の対応体制が決められている。</li> <li>■ 199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</li> <li>■ 200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</li> <li>■ 201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</li> <li>■ 202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</li> </ul>	<p>・危機管理マニュアルにより火災、地震、風水害、その他天災について山ノ内町で定めて運用している。災害の備蓄品（水と食料）を保管している。安否確認は緊急連絡網を毎年4月に行い周知されている。</p> <p>・防災マップを利用し台風時や雨降りの時は園舎の周りを巡回し安全を確認している。消防計画等を整備し各地域ごとに関係団体と連携した訓練を行っている。</p> <p>・毎年消防計画（避難訓練計画）が作成され実施されている。法定の設備点検については委託業者によって行われている。その中で自主検査チェック表については具体的記録が残されていないので改善の余地がある。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</li> <li>■ 204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</li> <li>■ 205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</li> <li>□ 206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</li> <li>□ 207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育の標準的な実施方法は「山ノ内町保育園管理規則」で定められている。園長は年間保育計画、年間行事計画を作成し、各年齢の日案、週案、月案、給食計画は保育園で作成している。保育過程計画は主任が作成し指導計画や週案・日案は各クラス担当が作成している。</li> </ul>
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</li> <li>■ 209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。</li> <li>■ 210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</li> <li>■ 211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・標準的な実施方法については、山ノ内町保育教育研究会を通じ町と協議しながら実施されている。研究会では、園長部会、主任保育士部会等があり各園の職員や保護者から情報が反映されている。</li> </ul>
		(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 212 指導計画策定の責任者を設置している。</li> <li>■ 213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導計画策定は各クラス担当が行っている。主任が作成する保育課程にもとづき、指導計画が作成されている。指導計画はアセスメント手法により様々な関係職員が協議して作成され2カ月毎に評価及び反省を行っている。障害児やゼロ歳児等には個別支援計画が作成されている。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(2)	①	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> 214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</li> </ul>	
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b)	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</li> <li><input type="checkbox"/> 221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</li> <li><input type="checkbox"/> 222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> 224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。</li> </ul>	<p>・指導計画については、職員会等を通じ定期的に見直しがされているが手順等を整備するまでには至っていない。また、変更した指導計画の内容を関係職員に周知する手順、緊急に変更する場合の仕組みは明示されていない。周知は職員会議等で行っており次の指導評価に活かされている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 225 子どもが発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</li> <li>■ 226 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</li> <li>■ 227 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</li> <li>■ 228 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</li> <li>■ 229 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</li> </ul>	<p>・生活状況等は保育要録に記録されている。山ノ内町保育研究会の主任保育士部会が中心となって記録内容のや書き方の差異が生じないように統一を図っている。</p>
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 230 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</li> <li>■ 231 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</li> <li>■ 232 記録管理の責任者が設置されている。</li> <li>■ 233 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</li> <li>■ 234 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</li> <li>■ 235 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。</li> </ul>	<p>・必要な帳票については「山ノ内町保育園管理規則」に定めている。また山ノ内町の個人情報保護条例等により記録の保管、保存、廃棄、情報の提供する規定を定めている。記録の管理責任者は「職務分担表」で決められている。</p>